



平成 18 年 4 月 21 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 リ ソ ー 教 育
代 表 者 名 代 表 取 締 役 会 長 兼 社 長 岩 佐 実 次
コ ー ト 番 号 4 7 1 4 (東 証 第 一 部)
問 合 せ 先 専 務 取 締 役 伊 東 誠
電 話 番 号 03- 5996- 2501

定款変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 4 月 21 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」に関し、下記の通り平成 18 年 5 月 25 日開催予定の第 21 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 事業の内容を整理するために、目的事項の追加を行うものです（第 2 条）。
- (2) 公告閲覧の利便性の向上及び費用の節減をはかるため、当社の公告の方法を日本経済新聞から会社法第 939 条に定める電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告することができないときの措置を定めるものであります（変更案第 4 条）。
- (3) 「会社法」（平成 17 年法律第 86 号）が平成 18 年 5 月 1 日に施行されることに伴い、次のとおり変更するものであります。

書面取締役会制度（変更案第 25 条）、四半期配当制度を導入するため剰余金の配当を取締役会決議にする（変更案第 43 条）等を採用するための所要の変更を行うものであります。

定款上で引用する条文を会社法の相当条文に変更するものであります。

旧商法上の用語を会社法で使用される用語に変更し、あわせて一部表現の変更、字句の修正を行うものであります。

「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成 17 年法律第 87 号）により、会社法の施行に伴って定款に定めたものとみなされた事項につきましても、条文の新設、変更、所要の文言の整備等をあわせて行うものであります。

- (4) 経営環境の変化に迅速に対応すべく、より機動的な経営体制を構築するために、取締役の員数を 20 名以内から 10 名以内に改めるものであります。（変更案第 18 条）
- (5) 上記変更に伴い、条数の繰り下げ等を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分が変更箇所であります。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 (条文省略)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条</p> <p style="padding-left: 2em;">(1)~(7) (条文省略)</p> <p style="padding-left: 4em;">(新設)</p> <p style="padding-left: 4em;">(新設)</p> <p style="padding-left: 4em;">(新設)</p> <p style="padding-left: 4em;">(新設)</p> <p style="padding-left: 2em;">(8) 前各号に付帯する一切の事業</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 (条文省略)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、<u>日本経済新聞に掲載する。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株式及び端株</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当社の<u>発行する株式の総数</u>は、14,220,000株とする。</p> <p style="padding-left: 4em;">(新設)</p> <p>(自己株式の買受け)</p> <p>第6条 当社は、<u>取締役会の決議により</u>、自己の株式を<u>買受け</u>ることができる。</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第7条 当社は、<u>株式及び端株につき名義書換代理人</u>を置く。</p> <p style="padding-left: 2em;">2 <u>名義書換代理人</u>及びその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議により</u>選定する。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条</p> <p style="padding-left: 2em;">(1)~(7) (現行どおり)</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>(8) 家庭訪問による学習指導業務及び講師派遣業務</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>(9) 幼児教育事業</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>(10) 旅行業法に基づく旅行業</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>(11) 生徒募集勧誘事業</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(12) 前各号に付帯する一切の事業</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 (現行どおり)</p> <p>(公告方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、<u>電子公告により行う。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">2 <u>やむを得ない事由により、電子公告による</u> <u>ことができない場合は、日本経済新聞に掲載</u> <u>する方法により行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第5条 当社の<u>発行可能株式総数</u>は、14,220,000株とする。</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第6条 <u>当社は株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第7条 当社は、<u>取締役会の決議によって市場取引等により</u>、自己株式を<u>取得</u>することができる。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第8条 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p style="padding-left: 2em;">2 <u>株主名簿管理人</u>及びその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議によって</u>選定し、<u>公告</u>する。</p>

現行定款	変更案
<p>3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ) <u>端株原簿及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主名簿、株券喪失登録簿への記載又は記録、端株原簿への記載又は記録、端株の買取り、その他株式及び端株に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ</u>当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第8条 当社の株券の種類並びに<u>株式の名義書換、実質株主名簿、株券喪失登録簿への記載または記録、端株原簿への記載又は記録、端株の買取り、その他株式及び端株に関する取扱及び手数料については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>(基準日)</p> <p>第9条 当社は、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その<u>決算期</u>に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>2 前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は<u>登録質権者及び同日最終の端株原簿に記載又は記録された端株主</u>をもって、その権利を行使すべき株主、<u>登録質権者又は端株主</u>とすることができる。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第10条 当社の定時株主総会は、毎年5月に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に<u>随時これを招集する。</u></p>	<p>3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。) <u>株券喪失登録簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式及び新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ</u>当社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第9条 当社の株券の種類並びに<u>株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載または記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱及び手数料については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>(基準日)</p> <p>第10条 当社は、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その<u>事業年度</u>に関する定時株主総会において権利を行使<u>することができる</u>株主とする。</p> <p>2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は<u>登録株式質権者</u>をもって、その権利を行使<u>することができる</u>株主、<u>登録株式質権者</u>とすることができる。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第11条 当社の定時株主総会は、毎年5月に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に招集する。</p>

現行定款	変更案
<p>(招集権者及び議長)</p> <p>第 11 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(新設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第 12 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを決する。</p> <p>2 商法第 343 条の定めによる決議および商法その他の法令において同条の決議方法が準用される決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもってこれを行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 13 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p>2 前項の場合、株主又は代理人は株主総会毎に、代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第 14 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果は、議事録に記載又は記録し、議長並びに出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p>	<p>(招集権者及び議長)</p> <p>第 12 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第 13 条 当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第 14 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 会社法第 309 条第 2 項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 15 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p>2 前項の場合、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第 16 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 15 条 当社の取締役は、<u>20</u>名以内とする。</p> <p>(取締役の選任の方法)</p> <p>第 16 条 <u>当社の取締役は、株主総会において、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="padding-left: 2em;">2 取締役の選任については、累積投票によらない。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第 17 条 取締役の任期は、<u>就任後 2 年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">2 <u>増員又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 18 条 取締役会の決議により、取締役社長 1 名を<u>選任</u>し、必要に応じて取締役会長 1 名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を<u>選任</u>することができる。</p> <p style="padding-left: 2em;">2 取締役社長は、当社を代表する。</p> <p style="padding-left: 2em;">3 取締役会の決議により、第 1 項の役付取締役の中から当社を代表する取締役を<u>選任</u>することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第 19 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が<u>これを招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p style="text-align: center;">(取締役会の設置)</p> <p>第 17 条 <u>当社は取締役会を置く。</u></p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 18 条 当社の取締役は、<u>10</u>名以内とする。</p> <p>(取締役の選任の方法)</p> <p>第 19 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p style="padding-left: 2em;">2 <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">3 取締役の選任については、累積投票によらない。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第 20 条 取締役の任期は、<u>選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする</u></p> <p style="text-align: center;">(削る)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 21 条 取締役会の決議によって、取締役社長 1 名を<u>選定</u>し、必要に応じて取締役会長 1 名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を<u>選定</u>することができる。</p> <p style="padding-left: 2em;">2 取締役社長は、当社を代表する。</p> <p style="padding-left: 2em;">3 取締役会の決議によって、第 1 項の役付取締役の中から当社を代表する取締役を<u>選定</u>することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が<u>招集し、議長となる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の招集通知) 第 20 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の決議の方法) 第 21 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを決する。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の議事録) 第 22 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会規程) 第 23 条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬及び退職慰労金) 第 24 条 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p> <p>第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(新設)</p> <p>(監査役の数) 第 25 条 (条文省略)</p> <p>(監査役の選任の方法) 第 26 条 当会社の監査役は、株主総会において、<u>総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主</u>が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p>	<p>(取締役会の招集通知) 第 23 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の方法) 第 24 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第 25 条 当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(取締役会の議事録) 第 26 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびに<u>その他法令で定める事項</u>は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p><u>2 前条の決議があったとみなされる事項の内容及びその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。</u></p> <p>(取締役会規程) 第 27 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等) 第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役及び監査役会の設置) 第 29 条 当会社は監査役及び監査役会を置く。</p> <p>(監査役の数) 第 30 条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の選任の方法) 第 31 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第27条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会<u>の終結の時</u>までとする。</p> <p>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了<u>すべき時</u>までとする。</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第28条 (条文省略)</p> <p>(監査役会の決議の方法)</p> <p>第29条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって<u>これを決する。</u></p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第30条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果は議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第31条 (条文省略)</p> <p>(監査役の報酬及び退職慰労金)</p> <p>第32条 監査役の報酬<u>及び退職慰労金</u>は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第32条 監査役の任期は、<u>選任後4年内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了<u>する時</u>までとする。</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第33条 (現行どおり)</p> <p>(監査役会の決議の方法)</p> <p>第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって<u>行う。</u></p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第35条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果<u>ならびにその他法令で定める事項</u>は議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第36条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p>第37条 監査役の報酬等<u>は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p><u>第6章 会計監査人</u></p> <p>(<u>会計監査人の設置</u>)</p> <p>第38条 <u>当社は会計監査人を置く。</u></p> <p>(<u>会計監査人の選任</u>)</p> <p>第39条 <u>会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>(<u>会計監査人の任期</u>)</p> <p>第40条 <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第6章 計算</p> <p>(営業年度)</p> <p>第33条 当社の営業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までとし、毎営業年度末日を決算期とする。</p> <p>(利益配当金)</p> <p>第34条 利益配当金は、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者及び同日の最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に対し、これを支払う。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(中間配当)</p> <p>第35条 当社は、取締役会の決議により、毎年8月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者及び同日の最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に対し、商法第293条ノ5に定める金銭の分配(以下中間配当という。)を行うことができる。</p> <p>(利益配当金等の除斥期間)</p> <p>第36条 利益配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</p>	<p>2 <u>会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p> <p>(<u>会計監査人の報酬等</u>)</p> <p>第41条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p>第7章 計算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第42条 当社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までとする。</p> <p>(剰余金の配当等)</p> <p>第43条 <u>当社は、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。</u></p> <p>2 <u>当社は、毎年2月末日、5月31日、8月31日、11月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して金銭による剰余金の配当(以下「配当金」という。)を行う。</u></p> <p>3 <u>当社は、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を株主総会の決議によっては定めない。</u></p> <p>(削る)</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第44条 配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</p>

現行定款	変更案
2 未払の <u>利益配当金</u> 及び <u>中間配当金</u> には利息をつけない。	2 未払の配当金には利息をつけない。

以 上